

地方独立行政法人
大阪健康安全基盤研究所
令和4事業年度の業務実績に関する評価結果
(素案)

令和5年7月
大阪府
大阪市

目 次

1	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方	4 ページ
2	大項目評価	
2-1	「試験検査機能の充実」に関する大項目評価	6 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-2	「調査研究機能の充実」に関する大項目評価	8 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-3	「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価	10 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-4	「地方衛生研究所の広域連携 及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価	12 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-5	「業務運営の改善」に関する大項目評価	14 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
2-6	「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価	16 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	
3	全体評価	18 ページ
	〔1〕 評価結果と判断理由	
	＜全体評価にあたって考慮した事項＞	
	① 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標	
	② 令和4年度における重点的な取り組み	
	〔2〕 評価にあたっての意見、指摘等	

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の評価の考え方

1 趣旨

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（以下「法人」という。）にかかる評価は、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会（公立大学以外の法人）の運営及び知事の評価等に関する基本的な考え方」（平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下に示した基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2 評価の基本方針

- (1) 評価の目的は、年度計画、中期計画の進捗状況等を数値目標の達成状況や具体的な事例等により評価し、組織・業務等に関する改善すべき点を明らかにすることにより、法人運営の質的向上及び法人の試験検査、調査研究力等の向上に資することとする。
- (2) 大阪府、大阪市の地域保健対策及び公衆衛生の向上を技術的側面から支援する「地方衛生研究所」としての特性に配慮した評価を行うこととする。
- (3) 府民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組み状況等を分かりやすく示すこととする。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化等を踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3 評価の方法

- (1) 評価は、事業年度評価、中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を「項目別評価」と「全体評価」により行う。
 - ① 事業年度評価の項目別評価は、中期計画及び年度計画に基づく小項目、大項目で行う。
 - ② 中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価の項目別評価は、中期計画に基づく大項目で行う。
- (2) 「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、大阪府知事（以下「知事」という。）が評価を行う。
- (3) 「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。
- (4) なお、「項目別評価」、「全体評価」ともに、研究内容の評価に関しては法人の評価方法に任せることとし、研究テーマの選定方法、成果の活用、研究評価が適正に行われているか等について、評価を実施する。

4 項目別評価の具体的方法

項目別評価は、(1) 法人による自己評価、(2) 知事による小項目評価、(3) 知事による大項目評価の手順で行う。

(1) 法人による自己評価

- ① 法人は、年度計画の小項目（内容によっては複数の小項目）ごとの進捗状況についてⅠ～Ⅴの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。
- ② 業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由（実施状況等）など、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する大阪府市規約（平成30年4月1日施行）に定める事項を記載する。
- ③ 自己評価の区分は次のとおりとする。
 - Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している
（客観的に高く評価された成果があった場合）
 - Ⅳ…年度計画を上回って実施している
 - Ⅲ…年度計画を順調に実施している
 - Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない
 - Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている

- ④ 業務実績報告書には、特記事項として、特筆すべき取組みや遅れている取組みの理由、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題等を自由に記載する。

(2) 知事による小項目評価

- ① 知事において、法人の自己評価、目標設定の妥当性及び府市研究所の統合・法人化後の取組み等を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- ③ 知事による評価と法人の自己評価が異なる場合は、知事が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 知事による大項目評価

- ① 知事において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容等を考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- ② 評価の区分は次のとおりとする。

事業年度評価		中期目標期間（見込）評価	
S	特筆すべき進捗状況	知事が特に認める場合	特筆すべき達成状況
A	計画どおり	すべての項目がⅢ～Ⅴの場合	目標どおり達成
B	おおむね計画どおり	計画の未達成項目があるものの、法人の達成に向けた取組み状況は評価できる又は未達成につきやむを得ない事情が認められる場合	おおむね目標どおり達成
C	計画を十分に実施できていない	計画の未達成項目があり、法人の取組み状況が不十分である場合	目標を十分には達成できていない
D	重大な改善事項あり	計画の未達成項目があり、法人への改善勧告を要する場合等	法人の組織、業務等に見直しが必要

5 全体評価の具体的方法

- (1) 知事において、項目別評価の結果を踏まえ、事業年度評価を行う際は、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、また中期目標期間見込評価及び中期目標期間評価を行う際は、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による評価を行う。
- (2) 全体評価においては、統合・法人化を契機とした改革の取組み（法人運営における自律性・機動性の発揮等）を積極的に評価することとする。

6 評価の具体的な進め方とスケジュール

- (1) 法人において、各事業年度に該当する業務実績報告書を作成し、知事に提出する。
【6月末まで】
- (2) 知事において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、大阪市長（以下「市長」という。）と協議の上、評価（案）を作成する。【7～8月】
- (3) 地方独立行政法人法に定めるもののほか、必要に応じて評価委員会の意見聴取を行い、評価（案）を取りまとめる。
- (4) 評価（案）について法人に意見申し立て機会を付与する。
- (5) 知事において、評価委員会における意見表明の結果等を踏まえ、市長と協議の上、評価を決定する。【9月】

2 大項目評価

2-1 「試験検査機能の充実」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

2 項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(1) 感染症に関する 法令に基づく試験検査 など	—	★	—	—	—
(2) 信頼性確保・保 証業務の実施	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(1) 感染症に関する法令に基づく試験検査など【Ⅳ】

- ・新型コロナウイルス検査及び変異株スクリーニング検査を実施するとともに、次世代シーケンサーを用いた新型コロナウイルスの全ゲノム配列解析(2,361 件)を実施し、解析結果を関係行政機関（大阪府、大阪市、中核市）に還元した。
- ・腸管出血性大腸菌 O157 の集団感染事例において、研究的視点により全ゲノム配列解析を行い、保育所内での感染経路の推定に有用な情報を大阪市保健所に提供した。
- ・兵庫県で発生した食中毒について、通常では識別困難な病原大腸菌 O45 を検出したことにより、原因究明に貢献した。
- ・令和4年度より新たに栄養成分表示に関する検査を開始した。

(2) 信頼性確保・保証業務の実施【Ⅲ】

- 感染症検査、食品衛生検査、水質検査、許可試験に対する内部監査や外部精度管理調査を計画的に実施した。
- 試験検査記録業務従事者等を対象にした研修の実施や厚生労働省、国立感染症研究所等の外部機関が主催する研修等への職員派遣など、信頼性確保の意識及び能力の向上に向けて取り組んだ。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 令和2年度、3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の変異株スクリーニング検査や全ゲノム配列解析など高度な検査を実施し、解析結果を関係行政機関に還元したことを評価する。
- 府内保育所での腸管出血性大腸菌の集団感染事例や兵庫県での食中毒について、原因究明に貢献し、公衆衛生分野における専門家集団としての役割を十分に発揮したことを評価する。
- 試験検査の信頼性確保を進め、かつ外部精度管理調査においても、良好な結果を得た。
- 計画に基づいた監査や精度管理に関する研修等の実施など、引き続き検査機関としての信頼性確保や能力の向上を図られたい。

2-2 「調査研究機能の充実」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	II	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(3) 調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価	—	—	★	—	—
(4) 共同研究の推進と調査研究資金の確保	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(3) 調査研究課題の設定、調査研究の推進、調査研究の評価【Ⅲ】

- ・調査研究評価委員会を 12 月に開催し、外部有識者から研究課題の評価を受けた。評価対象となった課題についての総合評価は、で 3.8~4.4 (平均 4.08) であり、その結果をホームページで公表した。
- ・研究の論文発表・著書等による成果発表数は 91 件であり、数値目標の 76 件を上回った。

(4) 共同研究の推進と調査研究資金の確保【Ⅲ】

- ・研究資金の獲得を図るため、情報提供された外部資金応募情報を速やかに周知するとともに、別途、応募可能な外部資金情報を収集し、研究員に周知することで応募数の向上に取り組んだ。
- ・近年の獲得済み研究課題の期間延長や、施設移転に伴う引越作業及び検査業務の前倒しによる研究時間の圧迫が想定以上であったことにより、外部資金への応募は 36 件であり、数値目標の 40 件を下回った。

- 新たに科学研究費申請促進事業及び学術論文のオープンアクセス支援事業を整備し、研究環境の向上を図った。

- 学術分野や産業界等との受託研究を 10 件、共同研究を 23 件実施した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 研究成果発表、論文発表は数値目標を上回り、外部有識者からの研究課題の評価も高く、検査業務と並行しながら研究機能の充実に努めている。
- 競争的外部研究資金への応募件数は数値目標を下回ったものの、施設一元化に伴う移転関係業務や検査の前倒しにより研究時間が圧迫された中、新たに科学研究費申請促進事業を実施し、一定の応募を維持した。
- 科学研究費申請促進事業及び学術論文のオープンアクセス支援事業を新たに整備し、研究環境の向上を図るなど組織的に共同研究の推進と研究資金確保に向けた取組みを実施した。引き続き、組織的な奨励・支援の取組みを推進されたい。
- 大安研の特性や強みを活かし、学術分野や産業界と連携した受託研究や共同研究の推進に努められたい。

2-3 「研修及び感染症情報の収集等」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

2 項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	IV	Ⅲ	II	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実	—	—	★	—	—
(6) 研修指導体制の強化	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実【Ⅲ】

- ・新型コロナウイルス感染症の疫学調査支援活動で得た情報等を収集・整理し、府内保健所へ毎週発信するとともに、様々な疫学情報を駆使し、行政機関が行う分析を支援するなど、府内特有の課題解決に貢献した。
- ・報道機関との連絡会を毎月開催し、大阪府の感染症情報等の提供と解説を行った。
- ・感染症情報センターのホームページをリニューアルし、新たに流行状況を地図上で確認できるページを作成した。

(6) 研修指導体制の強化【Ⅲ】

- ・行政職員への研修を 20 回実施し、数値目標（12 回以上）を達成した。公衆衛生関係者、大学生の研修受講者数 317 人についても、数値目標（200 人以上）を達成した。
- ・新施設の実習室において技術研修を実施し、公衆衛生分野の人材育成に貢献した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 大阪府における感染症の流行に際して、疫学調査支援活動を通して得た情報等を活用するなど、行政の課題解決に向けた専門的知見の提供を行うとともに、報道機関や府民のニーズに対応したわかりやすい情報発信に取り組んだ。
- 今後も、疫学情報の収集・解析を進め、広く行政や府民等に対して有用な情報提供を行うとともに、公衆衛生に係る適時・適切な情報発信に努められたい。
- 行政等からの研修ニーズに対応し、当初計画していた研修回数、研修受講者数の数値目標を上回った。
- 新たに整備した一元化施設を活用し、人材育成の一層の強化を図られたい。

2-4 「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

評価結果	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
------	--------------------	------------	--------------------	-----------------------------	--------------------

<小項目評価の集計結果>

4項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(7) 全国ネットワーク 及び国立研究機関との 連携など	—	—	★	—	—
(8) 健康危機事象発生 時等における研究所の 果たすべき役割など	—	★	—	—	—
(9) 疫学解析研究への 取り組み	—	—	★	—	—
(10) 学術分野及び産 業界との連携	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(7) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携など【Ⅲ】

- ・ 府内で発生したクラスターについて、疫学調査チーム（O-F E I T）が国立感染症研究所と情報共有・相互協力しながら、府内保健所の疫学調査等の支援活動を実施した。
- ・ 府内保健所等から食品、食中毒、感染症、家庭用品、水質等について依頼を受け、検査を実施した。
- ・ 大阪府からの依頼に基づき、新たに排水検査を開始した。

(8) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割など【Ⅳ】

- ・ 新型コロナウイルスゲノム解析チームが、ゲノム情報、府内疫学情報、国内外の変異株情報を軸にしたサーベイランスを実施し、現状把握及びリスク評価等を行った。また、府内他機関で実施されたゲノム解析情報を集約し、独自の疫学情報等と合わせて「ゲノム解析レポート」として大阪府内保健所に配信した。

- 知事の要請に基づき、O-F E I Tを府内保健所へ派遣し、新型コロナウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等の疫学調査支援活動や相談対応を実施し、感染拡大防止に貢献した。
- 国立感染症研究所が実施する実地疫学専門家養成コースへ新たに職員1名を派遣し、研修過程において厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部クラスター対策班の一員として活動した。
- 現場対応能力の向上を図るため、府内保健所等の職員を対象に、O-F E I Tによるケーススタディー形式の疫学研修会を開催した。

(9) 疫学解析研究への取組み【Ⅲ】

- 新型コロナウイルス感染症対策がRSウイルス感染症の発生動向に及ぼす影響について、実行再生産数及び年齢別報告者数の記述疫学解析を行った。
- RSウイルス感染症の流行開始の基準値の解析を行った。
- 新型コロナウイルス感染症に関する致死割合について、年齢別死亡数の解析を行った。

(10) 学術分野及び産業界との連携【Ⅲ】

- 大阪大学へ招へい教員を派遣し、学生に対する講義や研修を実施することで公衆衛生分野の人材育成に貢献した。
- 医薬品製造業者等からの医薬品承認審査や試験法の設定に関する相談業務を大阪府と連携して行った。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 国立感染症研究所と連携を図り、府内保健所における疫学調査等の活動を支援したほか、行政検査の実施により府内中核市を支援するとともに、行政機関からの依頼に基づき、新たな検査を開始した。
- 全ゲノム配列解析を実施し、解析結果や疫学情報等を組み合わせた独自の分析を行政機関に提供したほか、府内保健所等において感染拡大のリスク評価や府内外の最新情報の収集に取り組んだことを評価する。
- 府内保健所等職員に対し、発生動向等に関するセミナーや疫学研修を実施するなど、O-F E I Tを中心に、職員の知見や現場対応能力の向上に貢献したことを評価する。
- 今後も、疫学解析研究の更なる充実を図り、行政機関へ具体的かつ有用な情報や方策の提供を行うなど、西日本の地方衛生研究所における中核的な役割を果たすよう努められたい。

2-5 「業務運営の改善」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

2項目すべてが小項目評価のⅢ又はⅣに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(11) 組織マネジメントの 実行など	—	★	—	—	—
(12) 人材の育成及び 確保など	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(11) 組織マネジメントの実行など【Ⅳ】

- 一元化施設において、無線LANを導入するほか、タブレット端末を活用したペーパーレス化、遠隔操作システムの導入によるテレワーク環境の整備など法人内のIT環境を整備した。
- 一元化施設への移転を契機に、検査項目区分を基本とした検査部門の再編など森ノ宮・天王寺両センターを統合した組織再編を行うとともに、組織規程を改正した。
- 老朽化の著しい機器や研究所の機能強化を図るための機器など、一元化施設への移転にあわせて、機器を更新・導入（約280点）し、検査・研究部門の強化を図った。
- 一元化施設の完成式を実施するとともに、関係機関からの視察を積極的に受け入れた。また、開かれた研究所をめざし、北館1階に広報物や動画上映、歴史的な機器等の展示コーナーを設置した。

(12) 人材の育成及び確保など【Ⅲ】

- 職員（研究員）の採用選考を実施し、令和5年4月採用の合格者5名を決定した。
- 職階別研修等を実施するほか、大阪府立環境農林水産総合研究所及び大阪産業技術研究所との合同研修を実施した。
- 外部機関（国立感染症研究所、国立保健医療科学院等）が実施する細菌研修に研究員を派遣した。
- 令和3年度より本格実施した人事評価制度について、令和4年度より給与反映を開始するとともに、適切かつ円滑に運用するため、説明会及び研修を実施した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

- 法人内のIT化を積極的に実施し、業務の効率化を推進するとともに、一元化施設への移転に伴う機器の更新・導入により検査・研究部門の強化を図ったことを評価する。
- 一元化施設の完成式の開催や視察の受入れを積極的に行うほか、組織再編による体制強化や検査手数料や施設使用料の改定等業務の適正化を図ったことを評価する。
- 人事評価制度については、令和4年度から給与反映を実施しており、職員の職務能力及び勤務意欲の向上を図っている。引き続き、適正な運用を図られたい。

2-6 「財務その他業務運営に関する重要事項」に関する大項目評価

[1] 評価結果と判断理由

- 小項目評価の集計結果では、A 評価（「計画どおり」進捗している）となる。
- 全体として、計画どおりの進捗が認められることから、大項目評価としては、A 評価が妥当であると判断した。

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況	計画どおり	おおむね計画 どおり	計画を十分に 実施できてい ない	重大な改善事 項あり

<小項目評価の集計結果>

3項目すべてが小項目評価のⅢに該当するため、A 評価に該当する。

分野	V	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	I
	計画を大幅に 上回って実施 している	計画を上回っ て実施してい る	計画を順調に 実施している	計画を十分に 実施できてい ない	計画を大幅に 下回っている
(13) 財務内容の改善 に関する目標を達成す るためとるべき措置	—	—	★	—	—
(14) 安全衛生管理対 策など	—	—	★	—	—
(15) 施設及び設備機 器の活用及び整備	—	—	★	—	—

<小項目評価にあたって考慮した事項>

業務実績を確認したところ、法人の小項目評価が妥当であると判断した。主な小項目評価については以下のとおり。 () は小項目評価の番号

(13) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置【Ⅲ】

- ・ホームページを活用した公開見積もり合わせを導入するとともに、一般競争入札(110件)を実施するなど、日常的に効率的な予算執行に努めた。
- ・経理実務担当職員などを対象に、地方独立行政法人会計に関する研修を実施した。

(14) 安全衛生管理対策など【Ⅲ】

- ・安全衛生委員会を定期的開催し、職場環境改善・労働衛生に関する理解と意識の向上を図るとともに、産業医による職員の健康相談や職場巡視も行い、職員の健康保持増進と快適な職場環境の形成を図った。
- ・法人環境方針に基づき、令和4年度の各種数値目標を設定し、上半期の達成度合いの確認を行いつつ取組みを進めた結果、令和4年度は概ね数値目標を達成した。

(15) 施設及び設備機器の活用及び整備【Ⅲ】

- 一元化施設整備工事及び一元化施設整備工事監理業務について、施工者及び監理者と毎週定例会議を開催し、工事全体の進捗管理を行うなど、計画的な整備に取り組んだ。
- 一元化施設への円滑な移行に向け、移設等業務受注者との緊密な連携の下、マスターリストやレイアウト図面の作成をはじめ、機器の点検、危険物や保冷品等の取扱い、ユーティリティとの接続など各般にわたる項目について検討、調整を進めた。
- 天王寺センター及び森ノ宮センターから所属ごとに順次移転し、令和5年1月から一元化施設の供用を開始した。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

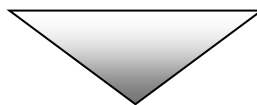
- 公開見積もり合わせや一般競争入札を積極的に実施し、効率的な予算執行に努めるとともに、施設一元化に伴う施設整備についても計画的に取り組んだ。
- ハラスメント窓口の設置や研究不正防止に関する研修を実施するなど、快適な職場環境の形成やコンプライアンスの徹底に向けた取組みを実施している。引き続き、コンプライアンスを徹底するとともに、環境の変化に即したリスクマネジメントについても対応を図られたい。

3 全体評価

[1] 評価結果と判断理由

- 令和4事業年度の業務実績に関する評価については、6ページから17ページに示すように、「試験検査機能の充実」、「調査研究機能の充実」、「研修及び感染症情報の収集等」、「地方衛生研究所の広域連携及び特に拡充すべき機能」、「業務運営の改善」、「財務その他業務運営に関する重要事項」の全ての大項目について、A評価（「計画どおり」進捗している）が妥当であると判断した。
- 以上の大項目評価等の結果に加え、大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標、重点的な取組みなどを総合的に考慮し、令和4事業年度の業務実績については、「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」とした。

試験検査機能の充実 (6ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
調査研究機能の充実 (8ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
研修及び感染症情報 の収集等 (10ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
地方衛生研究所の 広域連携及び特に 拡充すべき機能 (12ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
業務運営の改善 (14ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり
財務その他業務運営 に関する重要事項 (16ページ)	S 特筆すべき 進捗状況	A 計画どおり	B おおむね計画 どおり	C 計画を十分に 実施できてい ない	D 重大な改善事 項あり



<全体評価の評価結果>

「全体として年度計画及び中期計画のとおり進捗している。」

<全体評価にあたって考慮した事項>

① 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の基本的な目標

法人の基本的な目標について、次のとおり確認した。

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として、公衆衛生に係る調査研究、試験検査及び研修指導並びに公衆衛生情報等の収集、解析、提供等の業務を通じて、健康危機事象への積極的な対応をはじめ、行政機関等への科学的かつ技術的な支援を行い、もって住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与することを目的とする。

②令和4年度における重点的な取組み

令和4年度においては、次のような事項に重点的に取り組んだことを確認した。

- 新型コロナウイルス検査及び変異株スクリーニング検査を実施するとともに、全ゲノム配列解析を実施し、関係行政機関に解析結果を提供した。
- 府内保育所での腸管出血性大腸菌 O157 の集団感染事例において、全ゲノム配列解析を行い、解析結果を保健所に提供し、保育所内での感染経路の推定に貢献した。
- 兵庫県で発生した食中毒について、通常では識別困難な病原大腸菌 O45 を検出したことにより、原因究明に貢献した。
- 新型コロナウイルスゲノム解析チームが、ゲノム情報、府内疫学情報、国内外の変異株情報を軸にしたサーベイランスを実施し、現状把握及びリスク評価等を行った。また、府内他機関で実施されたゲノム解析情報を集約し、独自の疫学情報等を反映した「ゲノム解析レポート」を配信するなど、積極的に活動した。
- 知事の要請に基づき、O-F E I Tを府内保健所へ派遣、新型コロナウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症の疫学調査支援活動等を実施し、感染拡大防止に貢献した。
- 無線LANの導入、オンライン会議の推進によるペーパーレス化、遠隔操作システムの導入によるテレワーク環境の整備、タブレット端末、グループウェアの活用など法人内のIT化を積極的に行い、業務の効率化を推進した。
- 一元化施設への移転を契機に、検査項目区分を基本とした検査部門の再編などの組織再編を行うとともに、組織規程を改正した。
- 一元化施設への移転にあわせて、機器を更新・導入（約280点）し、検査・研究部門の強化を図った。

[2]評価にあたっての意見、指摘等

法人の取組みを俯瞰して、次の意見を付記する。

大阪健康安全基盤研究所は、府民の健康と安全を守るという重要な役割を担う研究所である。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症という健康危機事象に際して、変異株スクリーニング検査を実施するとともに、全ゲノム配列解析に取り組み、独自の疫学情報と組み合わせた情報を行政に提供した。また、O-F E I Tによる府内保健所への支援活動を行うなど、地方衛生研究所の使命を着実に果たしている。更に、検査・研究部門の強化を図るための最新の機能を備えた一元化施設への移転が完了するとともに、組織再編を行ったところである。

令和5年度以降は、国立感染症研究所が研究所内に設置した実地疫学専門家養成コース大阪拠点への派遣等人材の養成を図るほか、2025年大阪・関西万博における食品衛生監視・感染症サーベイランスの強化へ向けた取組みが求められる。また、今後の新興感染症など新たな健康危機事象への対応として、行政、国立感染症研究所、大学研究機関等との連携のもと、感染症及び病原体等の調査、研究、試験検査並びに情報等の収集、分析及び公表を行うほか、最新の科学的知見を活かした行政への提言・助言を行うための準備を進めていただく必要がある。

統合・独法化の効果をより一層発揮することで、技術的かつ専門的な機関としての役割を果たすとともに、西日本の中核となる地方衛生研究所を目指していただきたい。